

佐賀市地域防災計画（第3編 地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	※目次は省略	※目次は省略	
31	(略) 第2章 地震災害予防対策計画 第1節 安全・安心なまちづくり (略) 第1項 保全施設の整備 (略) Ⅰ 地盤災害防止施設等の整備の推進 (略) (5) 土砂災害のソフト事業 ア <u>土砂災害警戒情報</u>等の提供 国と県は、市長が防災活動や住民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民自らの避難の判断等にも参考となるよう、次の情報を発表する。 これらの情報を、県は、一斉指令システム等により市へ伝達する。 市は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、防災ラジオ、さがんメール、さがん電話、さがんFAX、ＬＩＮＥ、広報車、携帯電話の緊急速報メール（株式会社ＮＴＴドコモが提供するエリアメール、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。）など保有するあらゆる手段を活用し、市民に対し迅速かつ的確に伝達する。 (ア) <u>土砂災害警戒情報</u> 大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、<u>佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。</u> (略) 第4項 ライフライン施設の機能の確保 (略) Ⅰ 水道施設の整備 (略)	(略) 第2章 地震災害予防対策計画 第1節 安全・安心なまちづくり (略) 第1項 保全施設の整備 (略) Ⅰ 地盤災害防止施設等の整備の推進 (略) (5) 土砂災害のソフト事業 ア <u>土砂災害に関する防災気象情報</u>等の提供 国と県は、市長が防災活動や住民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民自らの避難の判断等にも参考となるよう、次の情報を発表する。 これらの情報を、県は、一斉指令システム等により市へ伝達する。 市は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、防災ラジオ、さがんメール、さがん電話、さがんFAX、ＬＩＮＥ、広報車、携帯電話の緊急速報メール（株式会社ＮＴＴドコモが提供するエリアメール、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。）など保有するあらゆる手段を活用し、市民に対し迅速かつ的確に伝達する。 (ア) <u>土砂災害に関する防災気象情報</u> <u>佐賀地方気象台は、大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、警戒レベルに応じた警報等を発表する。</u> (略) 第4項 ライフライン施設の機能の確保 (略) Ⅰ 水道施設の整備 (略) (5) <u>復旧の優先順位の作成</u> <u>水道事業者等は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u>	新しい防災気象情報の運用開始に伴う修正 国基本計画に準じた修正
47			

佐賀市地域防災計画（第3編 地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
48	2 下水道 (略)	2 下水道 (略)	
50	7 廃棄物処理施設 市は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策、非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するための水の確保等の災害対策を講じるよう努めることとする。 (略)	7 廃棄物処理施設 市は、一般廃棄物処理施設及び収集運搬拠点の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策、非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するための水の確保等の災害対策を講じるよう努めることとする。 (略)	
57	第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 風水害対策編 第2編 第2章 第2節「災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進」を準用する。 なお、下記の事項については、独自に規定する。 (略) 第12項 災害復旧・復興への備え (略) 3 罹災証明書の発行体制の整備 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 また、市は、建築士等の専門家との協定締結、罹災証明書の様式、交付申請の受付会場をあらかじめ定めておくこと等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。 さらに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。 (略)	第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 風水害対策編 第2編 第2章 第2節「災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進」を準用する。 なお、下記の事項については、独自に規定する。 (略) 第12項 災害復旧・復興への備え (略) 3 罹災証明書の発行体制の整備 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 また、市は、建築士等の専門家との協定締結、罹災証明書の様式、交付申請の受付会場をあらかじめ定めておくこと等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。 さらに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。 (略)	国基本計画に準じた修正

佐賀市地域防災計画（第3編 地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
59	第3節 市民等の防災活動の推進 風水害対策編 第2編 第2章 第3節「市民等の防災活動の推進」を準用する。 なお、下記の事項については、独自に規定する。 （略） 第1項 防災思想・知識の普及 （略） 2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進 （略） （5）地震防災教育等の推進 学校等は、生徒等の発達段階に応じて、学校教育を通じて地震防災教育の徹底を図る。 県及び市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災に関する教材（副教材）の充実、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。 特に、津波災害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。 県及び市は、公民館等<u>の社会教育施設</u>を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、一般住民向けの専門的・体系的な防災に関する教育の普及促進を図る。 （略）	第3節 市民等の防災活動の推進 風水害対策編 第2編 第2章 第3節「市民等の防災活動の推進」を準用する。 なお、下記の事項については、独自に規定する。 （略） 第1項 防災思想・知識の普及 （略） 2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進 （略） （5）地震防災教育等の推進 学校等は、生徒等の発達段階に応じて、学校教育を通じて地震防災教育の徹底を図る。 県及び市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災に関する教材（副教材）の充実、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。 特に、津波災害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。 県及び市は、公民館等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、一般住民向けの専門的・体系的な防災に関する教育の普及促進を図る。 （略）	
63	第6項 災害ボランティア活動の環境整備<u>等</u> 災害時における住民のボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から<u>防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化</u>に努める。 Ⅰ 災害ボランティア活動の環境整備 県、市及び佐賀市社会福祉協議会は、平常時から、ＣＳＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討する。	第6項 災害ボランティア活動の環境整備・<u>連携体制の強化</u> 災害時における住民のボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から<u>防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化</u>に努める。 Ⅰ 災害ボランティア活動の環境整備 県、市及び佐賀市社会福祉協議会は、<u>広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとし、</u>平常時から、ＣＳＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図る。<u>また、国が整備した被災者援護登録協力団体のデータベースを基に、登録団体との平時からの連携強化に努めるとともに、ボランティア団体と協力して、災害時の災害ボランティアとの連携について検討する。加えて、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u>	国基本計画に準じた修正

佐賀市地域防災計画（第3編 地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
64	また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。 県及び市は、行政・NPO・ボランティア団体等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 <u>県及び市は、社会福祉協議会、ボランティア団体等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。</u> <u>また、県及び市は地域住民やボランティア団体等関係機関への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u> （略） 第7項 災害教訓の伝承	また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県内において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や県内において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（佐賀市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。 県及び市は、行政・NPO・ボランティア団体等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 <u>防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u> （略） 第7項 災害教訓の伝承	
65	県及び市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。	県及び市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 市民は、<u>語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、</u>自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び市は、災害教訓の伝承の重要性に	国基本計画に準じた修正

佐賀市地域防災計画（第3編 地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	(略) 第3章 地震災害応急対策計画 第1節 活動体制 (略) 第2項 市の活動体制 市（各対策部） Ⅰ 市における災害対策 災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係機関と緊密な連絡をとり災害を最小限にとどめるよう努めるものとする。主な災害対策協力系統は次のとおりである。	ついて啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。 (略) 第3章 地震災害応急対策計画 第1節 活動体制 (略) 第2項 市の活動体制 市（各対策部） Ⅰ 市における災害対策 災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係機関と緊密な連絡をとり災害を最小限にとどめるよう努めるものとする。主な災害対策協力系統は次のとおりである。	

佐賀市地域防災計画（第3編 地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前			修正後			備考
68	佐賀市防災会議 佐賀市 災害対策本部 TEL（非公開） FAX 24-3187 (略)	国土交通省筑後川河川事務所	0942-33-9131	佐賀市防災会議 佐賀市 災害対策本部 TEL（非公開） FAX 24-3187 (略)	国土交通省筑後川河川事務所	0942-33-9131	組織の解散に伴う修正
		国土交通省筑後川河川事務所大川出張所	0944-86-2516		国土交通省筑後川河川事務所大川出張所	0944-86-2516	
		国土交通省佐賀河川事務所	41-8801		国土交通省佐賀河川事務所	41-8801	
		国土交通省佐賀河川事務所城原川出張所	97-0084		国土交通省佐賀河川事務所城原川出張所	97-0084	
		国土交通省佐賀河川事務所嘉瀬川ダム管理支所	51-8321		国土交通省佐賀河川事務所嘉瀬川ダム管理支所	51-8321	
		国土交通省佐賀河川事務所嘉瀬川出張所	68-2362		国土交通省佐賀河川事務所嘉瀬川出張所	68-2362	
		陸上自衛隊久留米駐屯地西部方面混成団	0942-43-5391		陸上自衛隊久留米駐屯地西部方面混成団	0942-43-5391	
		佐賀地方気象台	32-7026		佐賀地方気象台	32-7026	
		佐賀県危機管理防災課	25-7362		佐賀県危機管理防災課	25-7362	
		佐賀県河川砂防課	25-7161		佐賀県河川砂防課	25-7161	
		佐賀土木事務所	24-4345		佐賀土木事務所	24-4345	
		佐賀中部農林事務所	31-3281		佐賀中部農林事務所	31-3281	
		佐賀中部保健福祉事務所	30-1321		佐賀中部保健福祉事務所	30-1321	
		佐賀土地改良区	22-4382		佐賀土地改良区	22-4382	
		佐賀北警察署	30-1911		佐賀北警察署	30-1911	
		佐賀南警察署	23-6110		佐賀南警察署	23-6110	
		佐賀広域消防局	30-0111		佐賀広域消防局	30-0111	
		佐賀市自治会協議会	40-7010		佐賀市自治会協議会	40-7010	
		<u>佐賀市地域婦人連絡協議会</u>	<u>40-7365</u>				
		佐賀県連合青年団	31-1074（青年会館）		佐賀県連合青年団	31-1074（青年会館）	
		日本赤十字社佐賀県支部	25-3108		日本赤十字社佐賀県支部	25-3108	
		N T T 西日本（株）佐賀支店	36-5518		N T T 西日本（株）佐賀支店	36-5518	
		NEXCO 西日本 佐賀高速道路事務所	62-5121		NEXCO 西日本 佐賀高速道路事務所	62-5121	
		日本郵便（株）佐賀中央郵便局	0570-082-045		日本郵便（株）佐賀中央郵便局	0570-082-045	
		九州電力送配電（株）佐賀支社佐賀配電事業所	0800-777-9418		九州電力送配電（株）佐賀支社佐賀配電事業所	0800-777-9418	
		一般社団法人佐賀県LPガス協会	20-0331		一般社団法人佐賀県LPガス協会	20-0331	
		佐賀ガス（株）	30-6161		佐賀ガス（株）	30-6161	
		N H K 佐賀放送局	28-5000		N H K 佐賀放送局	28-5000	
		N B C 佐賀放送局	22-1460		N B C 佐賀放送局	22-1460	
		S T S サガテレビ	23-9111		S T S サガテレビ	23-9111	
		F M 佐賀	25-7790		F M 佐賀	25-7790	
		えびす F M	97-9699		えびす F M	97-9699	

佐賀市地域防災計画（第3編 地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																																																																																																																																																																																																																												
78	【市対策本部組織構成図】 【本部会議】 <table><tr><td>本部長</td><td>市 長</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>副市長【危機管理監】、副市長、教育長</td></tr></table> 総務対策部長【災害対策情報監】、政策推進対策部長、経済対策部長、農林水産対策部長、建設・都市戦略対策部長【災害対策事業監】環境対策部長、市民生活対策部長、保健福祉対策部長【災害対策支援監】こども未来対策部長、地域振興対策部長、教育対策部長、交通事業対策部長、上下水道事業対策部長 佐賀広域消防局の消防長が指名する消防吏員、本部付（総務部副部長）その他本部長が指名する者 指示 報告 【支所対策部】 <table><tr><td>諸富支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr><tr><td>大和支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr><tr><td>富士支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr><tr><td>三瀬支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr><tr><td>川副支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr><tr><td>東与賀支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr><tr><td>久保田支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr></table> 指示 報告 報告 指示 【対策部】 <table><tr><td>対策部</td><td>班</td><td>対策部</td><td>班</td></tr><tr><td rowspan="2">総 務 対 策 部</td><td>総 括 班</td><td rowspan="2">こども未来対策部</td><td>庶 務 班</td></tr><tr><td>機 動 班</td><td>こ ども 班</td></tr><tr><td rowspan="2">政策推進対策部</td><td>秘 書 班</td><td rowspan="2">地域振興対策部</td><td>庶 務 協 働 班</td></tr><tr><td>経 理 班</td><td>文 化 班</td></tr><tr><td rowspan="2">経 済 対 策 部</td><td>連 絡 調 整 班</td><td rowspan="2">地 域 共 創 対 策 部</td><td>ス ポ ー ツ 振 興 班</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">農林水産対策部</td><td>庶 務 班</td><td rowspan="2">教 育 対 策 部</td><td>庶 学 校 教 育 班</td></tr><tr><td>庶 務 農 業 振 興 班</td><td>図 書 館 班</td></tr><tr><td rowspan="2">建設・都市戦略対 策 部</td><td>水 産 班</td><td rowspan="2">交 通 事 業 対 策 部</td><td>交 通 班</td></tr><tr><td>農 村 環 境 班</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">環 境 対 策 部</td><td>森 林 整 備 班</td><td rowspan="2">上 下 水 道 事 業 対 策 部</td><td>庶 務 班</td></tr><tr><td></td><td>水 道 班</td></tr><tr><td rowspan="2">市 民 生 活 対 策 部</td><td>庶 務 班</td><td rowspan="2">協 力 部</td><td>第 1 班</td></tr><tr><td>庶 務 建 築 住 宅 班</td><td>第 2 班</td></tr><tr><td rowspan="2">保 健 福 祉 対 策 部</td><td>道 路 班</td><td rowspan="2">富 士 大 和 温 泉 病 院 対 策 部</td><td>第 3 班</td></tr><tr><td>河 川 砂 防 班</td><td>第 4 班</td></tr><tr><td></td><td>建 設 事 務 所 班</td><td></td><td>第 5 班</td></tr><tr><td></td><td>庶 務 班</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>庶 務 衛 生 班</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>清 掃 班</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>衛 生 班</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>庶 務 班</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>福 祉 避 難 所 班</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>援 護 救 護 班</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>避 難 班</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>診 療 班</td><td></td><td></td></tr></table>	本部長	市 長	副本部長	副市長【危機管理監】、副市長、教育長	諸富支所対策部	支所対策班	大和支所対策部	支所対策班	富士支所対策部	支所対策班	三瀬支所対策部	支所対策班	川副支所対策部	支所対策班	東与賀支所対策部	支所対策班	久保田支所対策部	支所対策班	対策部	班	対策部	班	総 務 対 策 部	総 括 班	こども未来対策部	庶 務 班	機 動 班	こ ども 班	政策推進対策部	秘 書 班	地域 振興 対策部	庶 務 協 働 班	経 理 班	文 化 班	経 済 対 策 部	連 絡 調 整 班	地 域 共 創 対 策 部	ス ポ ー ツ 振 興 班			農林水産対策部	庶 務 班	教 育 対 策 部	庶 学 校 教 育 班	庶 務 農 業 振 興 班	図 書 館 班	建設・都市戦略対 策 部	水 産 班	交 通 事 業 対 策 部	交 通 班	農 村 環 境 班		環 境 対 策 部	森 林 整 備 班	上 下 水 道 事 業 対 策 部	庶 務 班		水 道 班	市 民 生 活 対 策 部	庶 務 班	協 力 部	第 1 班	庶 務 建 築 住 宅 班	第 2 班	保 健 福 祉 対 策 部	道 路 班	富 士 大 和 温 泉 病 院 対 策 部	第 3 班	河 川 砂 防 班	第 4 班		建 設 事 務 所 班		第 5 班		庶 務 班				庶 務 衛 生 班				清 掃 班				衛 生 班				庶 務 班				福 祉 避 難 所 班				援 護 救 護 班				避 難 班				診 療 班			【市対策本部組織構成図】 【本部会議】 <table><tr><td>本部長</td><td>市 長</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>副市長【危機管理監】、副市長、教育長</td></tr></table> 総務対策部長【災害対策情報監】、政策推進対策部長、経済対策部長、農林水産対策部長、建設・都市戦略対策部長【災害対策事業監】環境対策部長、市民生活対策部長、保健福祉対策部長【災害対策支援監】こども未来対策部長、地域共創対策部長、教育対策部長、交通事業対策部長、上下水道事業対策部長 佐賀広域消防局の消防長が指名する消防吏員、本部付（総務部副部長）その他本部長が指名する者 指示 報告 【支所対策部】 <table><tr><td>諸富支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr><tr><td>大和支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr><tr><td>富士支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr><tr><td>三瀬支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr><tr><td>川副支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr><tr><td>東与賀支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr><tr><td>久保田支所対策部</td><td>支所対策班</td></tr></table> 指示 報告 報告 指示 【対策部】 <table><tr><td>対策部</td><td>班</td><td>対策部</td><td>班</td></tr><tr><td rowspan="2">総 務 対 策 部</td><td>総 括 班</td><td rowspan="2">こども未来対策部</td><td>庶 務 班</td></tr><tr><td>機 動 班</td><td>こ ども 班</td></tr><tr><td rowspan="2">政策推進対策部</td><td>秘 書 班</td><td rowspan="2">地 域 共 創 対 策 部</td><td>庶 務 協 働 班</td></tr><tr><td>経 理 班</td><td>文 化 班</td></tr><tr><td rowspan="2">経 済 対 策 部</td><td>連 絡 調 整 班</td><td rowspan="2">交 通 事 業 対 策 部</td><td>ス ポ ー ツ 振 興 班</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">農林水産対策部</td><td>庶 務 班</td><td rowspan="2">教 育 対 策 部</td><td>庶 学 校 教 育 班</td></tr><tr><td>庶 務 農 業 振 興 班</td><td>図 書 館 班</td></tr><tr><td rowspan="2">建設・都市戦略対 策 部</td><td>水 産 班</td><td rowspan="2">上 下 水 道 事 業 対 策 部</td><td>交 通 班</td></tr><tr><td>農 村 環 境 班</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">環 境 対 策 部</td><td>森 林 整 備 班</td><td rowspan="2">協 力 部</td><td>庶 務 班</td></tr><tr><td></td><td>水 道 班</td></tr><tr><td rowspan="2">市 民 生 活 対 策 部</td><td>庶 務 班</td><td rowspan="2">富 士 大 和 温 泉 病 院 対 策 部</td><td>第 1 班</td></tr><tr><td>庶 務 建 築 住 宅 班</td><td>第 2 班</td></tr><tr><td rowspan="2">保 健 福 祉 対 策 部</td><td>道 路 班</td><td rowspan="2"></td><td>第 3 班</td></tr><tr><td>河 川 砂 防 班</td><td>第 4 班</td></tr><tr><td></td><td>建 設 事 務 所 班</td><td></td><td>第 5 班</td></tr><tr><td></td><td>庶 務 班</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>庶 務 衛 生 班</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>清 掃 班</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>衛 生 班</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>庶 務 班</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>福 祉 避 難 所 班</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>援 護 救 護 班</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>避 難 班</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>診 療 班</td><td></td><td></td></tr></table>	本部長	市 長	副本部長	副市長【危機管理監】、副市長、教育長	諸富支所対策部	支所対策班	大和支所対策部	支所対策班	富士支所対策部	支所対策班	三瀬支所対策部	支所対策班	川副支所対策部	支所対策班	東与賀支所対策部	支所対策班	久保田支所対策部	支所対策班	対策部	班	対策部	班	総 務 対 策 部	総 括 班	こども未来対策部	庶 務 班	機 動 班	こ ども 班	政策推進対策部	秘 書 班	地 域 共 創 対 策 部	庶 務 協 働 班	経 理 班	文 化 班	経 済 対 策 部	連 絡 調 整 班	交 通 事 業 対 策 部	ス ポ ー ツ 振 興 班			農林水産対策部	庶 務 班	教 育 対 策 部	庶 学 校 教 育 班	庶 務 農 業 振 興 班	図 書 館 班	建設・都市戦略対 策 部	水 産 班	上 下 水 道 事 業 対 策 部	交 通 班	農 村 環 境 班		環 境 対 策 部	森 林 整 備 班	協 力 部	庶 務 班		水 道 班	市 民 生 活 対 策 部	庶 務 班	富 士 大 和 温 泉 病 院 対 策 部	第 1 班	庶 務 建 築 住 宅 班	第 2 班	保 健 福 祉 対 策 部	道 路 班		第 3 班	河 川 砂 防 班	第 4 班		建 設 事 務 所 班		第 5 班		庶 務 班				庶 務 衛 生 班				清 掃 班				衛 生 班				庶 務 班				福 祉 避 難 所 班				援 護 救 護 班				避 難 班				診 療 班			組織機構の改編による修正
本部長	市 長																																																																																																																																																																																																																														
副本部長	副市長【危機管理監】、副市長、教育長																																																																																																																																																																																																																														
諸富支所対策部	支所対策班																																																																																																																																																																																																																														
大和支所対策部	支所対策班																																																																																																																																																																																																																														
富士支所対策部	支所対策班																																																																																																																																																																																																																														
三瀬支所対策部	支所対策班																																																																																																																																																																																																																														
川副支所対策部	支所対策班																																																																																																																																																																																																																														
東与賀支所対策部	支所対策班																																																																																																																																																																																																																														
久保田支所対策部	支所対策班																																																																																																																																																																																																																														
対策部	班	対策部	班																																																																																																																																																																																																																												
総 務 対 策 部	総 括 班	こども未来対策部	庶 務 班																																																																																																																																																																																																																												
	機 動 班		こ ども 班																																																																																																																																																																																																																												
政策推進対策部	秘 書 班	地域 振興 対策部	庶 務 協 働 班																																																																																																																																																																																																																												
	経 理 班		文 化 班																																																																																																																																																																																																																												
経 済 対 策 部	連 絡 調 整 班	地 域 共 創 対 策 部	ス ポ ー ツ 振 興 班																																																																																																																																																																																																																												
農林水産対策部	庶 務 班	教 育 対 策 部	庶 学 校 教 育 班																																																																																																																																																																																																																												
	庶 務 農 業 振 興 班		図 書 館 班																																																																																																																																																																																																																												
建設・都市戦略対 策 部	水 産 班	交 通 事 業 対 策 部	交 通 班																																																																																																																																																																																																																												
	農 村 環 境 班																																																																																																																																																																																																																														
環 境 対 策 部	森 林 整 備 班	上 下 水 道 事 業 対 策 部	庶 務 班																																																																																																																																																																																																																												
			水 道 班																																																																																																																																																																																																																												
市 民 生 活 対 策 部	庶 務 班	協 力 部	第 1 班																																																																																																																																																																																																																												
	庶 務 建 築 住 宅 班		第 2 班																																																																																																																																																																																																																												
保 健 福 祉 対 策 部	道 路 班	富 士 大 和 温 泉 病 院 対 策 部	第 3 班																																																																																																																																																																																																																												
	河 川 砂 防 班		第 4 班																																																																																																																																																																																																																												
	建 設 事 務 所 班		第 5 班																																																																																																																																																																																																																												
	庶 務 班																																																																																																																																																																																																																														
	庶 務 衛 生 班																																																																																																																																																																																																																														
	清 掃 班																																																																																																																																																																																																																														
	衛 生 班																																																																																																																																																																																																																														
	庶 務 班																																																																																																																																																																																																																														
	福 祉 避 難 所 班																																																																																																																																																																																																																														
	援 護 救 護 班																																																																																																																																																																																																																														
	避 難 班																																																																																																																																																																																																																														
	診 療 班																																																																																																																																																																																																																														
本部長	市 長																																																																																																																																																																																																																														
副本部長	副市長【危機管理監】、副市長、教育長																																																																																																																																																																																																																														
諸富支所対策部	支所対策班																																																																																																																																																																																																																														
大和支所対策部	支所対策班																																																																																																																																																																																																																														
富士支所対策部	支所対策班																																																																																																																																																																																																																														
三瀬支所対策部	支所対策班																																																																																																																																																																																																																														
川副支所対策部	支所対策班																																																																																																																																																																																																																														
東与賀支所対策部	支所対策班																																																																																																																																																																																																																														
久保田支所対策部	支所対策班																																																																																																																																																																																																																														
対策部	班	対策部	班																																																																																																																																																																																																																												
総 務 対 策 部	総 括 班	こども未来対策部	庶 務 班																																																																																																																																																																																																																												
	機 動 班		こ ども 班																																																																																																																																																																																																																												
政策推進対策部	秘 書 班	地 域 共 創 対 策 部	庶 務 協 働 班																																																																																																																																																																																																																												
	経 理 班		文 化 班																																																																																																																																																																																																																												
経 済 対 策 部	連 絡 調 整 班	交 通 事 業 対 策 部	ス ポ ー ツ 振 興 班																																																																																																																																																																																																																												
農林水産対策部	庶 務 班	教 育 対 策 部	庶 学 校 教 育 班																																																																																																																																																																																																																												
	庶 務 農 業 振 興 班		図 書 館 班																																																																																																																																																																																																																												
建設・都市戦略対 策 部	水 産 班	上 下 水 道 事 業 対 策 部	交 通 班																																																																																																																																																																																																																												
	農 村 環 境 班																																																																																																																																																																																																																														
環 境 対 策 部	森 林 整 備 班	協 力 部	庶 務 班																																																																																																																																																																																																																												
			水 道 班																																																																																																																																																																																																																												
市 民 生 活 対 策 部	庶 務 班	富 士 大 和 温 泉 病 院 対 策 部	第 1 班																																																																																																																																																																																																																												
	庶 務 建 築 住 宅 班		第 2 班																																																																																																																																																																																																																												
保 健 福 祉 対 策 部	道 路 班		第 3 班																																																																																																																																																																																																																												
	河 川 砂 防 班		第 4 班																																																																																																																																																																																																																												
	建 設 事 務 所 班		第 5 班																																																																																																																																																																																																																												
	庶 務 班																																																																																																																																																																																																																														
	庶 務 衛 生 班																																																																																																																																																																																																																														
	清 掃 班																																																																																																																																																																																																																														
	衛 生 班																																																																																																																																																																																																																														
	庶 務 班																																																																																																																																																																																																																														
	福 祉 避 難 所 班																																																																																																																																																																																																																														
	援 護 救 護 班																																																																																																																																																																																																																														
	避 難 班																																																																																																																																																																																																																														
	診 療 班																																																																																																																																																																																																																														

佐賀市地域防災計画（第3編 地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前					修正後					備考	
79	【対策部組織表】 (略)					【対策部組織表】 (略)						
	政策推進対策部	部 長 副部長	政 策 推 進 部 長 政策推進部 副 部 長	連絡調整班	○企画政策課長 行政マネジメント課長 デジタル推進課長 DX 推進課長 男女共同参画課長 駐屯地対策室長	政策推進対策部	部 長 副部長	政 策 推 進 部 長 政策推進部 副 部 長	連絡調整班	○企画政策課長 行政マネジメント課長 デジタル推進課長 DX 推進課長 男女共同参画課長 駐屯地調整室長		
	経 済 対 策 部	部 長 副部長	経 済 部 長 経 済 部 副 部 長	庶 務 班	○経済政策課長 企業立地課長 観光振興課長 中心市街地振興室長	経 済 対 策 部	部 長 副部長	経 済 部 長 経 済 部 副 部 長	庶 務 班	○経済政策課長 企業立地課長 観光振興課長 中心市街地振興室長 歴史・文化課長		
						支援班						○中山間地域振興課長
80	【対策部組織表】 (略)					【対策部組織表】 (略)						
	地域振興対策部	部 長 副部長	地 域 振 興 部 長 地域振興部 副 部 長	庶務協働班	○地域政策課長 協働推進課長 公民館支援課長 歴史・文化課長	地域共創対策部	部 長 副部長	地 域 共 創 部 長 地域共創部 副 部 長	庶務協働班	○協働推進課長 公民館支援課長		
						文化班						○文化財課長
						スポーツ振興班						○スポーツ振興課長
83	【対策部の所掌事務】 (略)					【対策部の所掌事務】 (略)						
	対策 部名	班 名	担当課等	事務分掌		対策 部名	班 名	担当課等	事務分掌			
	政策推進 対策部	連絡調整班	企 画 政 策 課 行政マネジメント課 デジタル推進課 D X 推 進 課 男女共同参画課 駐 屯 地 対策室	[共通] 1 情報システム等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 コールセンターの設置及び運営に関すること。 [災害応急対策期] 3 各支所対策部との連絡調整に関すること。 4 各種情報及び被害情報の収集に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 5 写真等の災害記録の取りまとめに関すること。		政策推進 対策部	連絡調整班	企 画 政 策 課 行政マネジメント課 デジタル推進課 D X 推 進 課 男女共同参画課 駐 屯 地 調整室	[共通] 1 情報システム等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 コールセンターの設置及び運営に関すること。 [災害応急対策期] 3 各支所対策部との連絡調整に関すること。 4 各種情報及び被害情報の収集に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 5 写真等の災害記録の取りまとめに関すること。			
							支援班	中山間地域振興課	[共通] 1 関係施設の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に 関すること。 [災害応急対策期] 2 避難所の開設及び管理運営に関すること。(富士地区内)			

佐賀市地域防災計画（第3編 地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前				修正後				備考
86	経済対策部	庶務班	経済政策課 企業立地課 観光振興課 中心市街地振興室	[共通] 1 経済対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 3 工場及び事業場の被害調査に関すること。 4 観光施設の被害調査に関すること。 5 罹災商工業者の被害調査及び金融措置に関すること。	経済対策部	庶務班	経済政策課 企業立地課 観光振興課 中心市街地振興室 <u>歴史・文化課</u>	[共通] 1 経済対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 3 工場及び事業場の被害調査に関すること。 4 観光施設及び文化施設等の被害調査に関すること。 5 罹災商工業者の被害調査及び金融措置に関すること。	
	(略)				(略)				
	<u>地域振興対策部</u>	庶務協働班	<u>地域政策課</u> <u>協働推進課</u> <u>公民館支援課</u> <u>歴史・文化課</u>	[共通] 1 地域 <u>振興</u> 対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 2 公民館及び文化施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 [災害応急対策期] 3 避難所の開設及び管理運営に関すること。(公民館等) [災害復旧・復興対策期] 4 ボランティア活動に関すること。	<u>地域共創対策部</u>	庶務協働班	協働推進課 公民館支援課	[共通] 1 地域 <u>共創</u> 対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 2 公民館等の被害調査及び応急対策に関すること。 [災害応急対策期] 3 避難所の開設及び管理運営に関すること。(公民館等) [災害復旧・復興対策期] 4 ボランティア活動に関すること。	
文化班			文化財課	[共通] 1 文化財の被害調査及び応急対策に関すること。					
スポーツ振興班			スポーツ振興課	[共通] 1 体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。					
(略)				(略)					
第2節～第33節 (略)				第2節～第33節 (略)					
第34節 病虫害防除、動物の管理等計画				第34節 病虫害防除、動物の管理等計画					
109	風水害対策編 第2編 第3章 第34節「病虫害防除、動物の管理等計画」を準用する。				風水害対策編 第2編 第3章 第34節「病虫害防除、動物の管理等計画」を準用する。				国基本計画に 準じた修正
	(略)				(略)				
	第3項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等 (略) <u>市は、地震による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀中部保健福祉事務所との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講じる。</u>				第3項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等 (略) <u>市は、地震による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物、飼い主からの飼養動物の一時預かり要望への対応等及び動物由来感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、県及び県獣医師会等との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の必要な措置を講じる。</u>				

佐賀市地域防災計画（第3編 地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
115	第35節（略） 第36節 石油等の大量流出の防除対策計画 （略） （1）通報連絡の系統 ア 内水面への流出の場合 <pre>graph TD A[発見者] --> B[佐賀市] C[石油等が流出した石油等の取扱事業所] --> B B --> D[佐賀土木事務所 東部土木事務所] B --> E[佐賀中部保健福祉事務所] B --> F[佐賀広域消防局] B --> G[関係漁業協同組合] F --> H[県(河川砂防課)] F --> I[県(危機管理防災課、水産課)] F --> J[県(有明海再生自然環境課、環境課)] H --> K[河川管理者] I --> K J --> K K --> L[海上保安部(三池)] K --> M[国(筑後川河川事務所)] K --> N[県(河川砂防課)] K --> O[関係市町] N --> P[県(危機管理防災課)] N --> Q[関係土木事務所] N --> R[県(有明海再生・環境課)] N --> S[県(水産課)] O --> T[関係漁業協同組合] O --> U[住民] P --> V[関係現地機関] P --> W[関係警察署] P --> X[県警察本部] P --> Y[関係消防機関]</pre>	第35節（略） 第36節 石油等の大量流出の防除対策計画 （略） （1）通報連絡の系統 ア 内水面への流出の場合 <pre>graph TD A[発見者] --> B[佐賀市] C[石油等が流出した石油等の取扱事業所] --> B B --> D[佐賀土木事務所 東部土木事務所] B --> E[佐賀中部保健福祉事務所] B --> F[佐賀広域消防局] B --> G[関係漁業協同組合] F --> H[県(河川砂防課)] F --> I[県(危機管理防災課、水産課)] F --> J[県(有明海再生・環境課)] H --> K[河川管理者] I --> K J --> K K --> L[海上保安部(三池)] K --> M[国(筑後川河川事務所)] K --> N[県(河川砂防課)] K --> O[関係市町] N --> P[県(危機管理防災課)] N --> Q[関係土木事務所] N --> R[県(有明海再生・環境課)] N --> S[県(水産課)] O --> T[関係漁業協同組合] O --> U[住民] P --> V[関係現地機関] P --> W[関係警察署] P --> X[県警察本部] P --> Y[関係消防機関]</pre>	県地域防災計画に準じた修正

佐賀市地域防災計画（第3編 地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
121	(略) 第4章 地震災害復旧・復興対策計画 (略) 第5章 津波災害対策 (略) 第1節 災害予防対策計画 第1項 津波に強い地域の形成 (略) Ⅰ 津波に強いまちの形成 市及び県等は、津波による被害のおそれがある地域において新たに構造物、施設等を整備する場合は、津波に対する安全性を確保する。 (略)	(略) 第4章 地震災害復旧・復興対策計画 (略) 第5章 津波災害対策 (略) 第1節 災害予防対策計画 第1項 津波に強い地域の形成 (略) Ⅰ 津波に強いまちの形成 市及び県等は、津波による被害のおそれがある地域において新たに構造物、施設等を整備する場合は、津波に対する安全性を確保する<u>ものとし、危険物施設等、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。</u> (略)	国基本計画に 準じた修正